

「石上布留の尊」少考

—「尊」字は尊称か—

西崎 亨

(武庫川女子大学文学部国文学科教授)

1

『万葉集』巻第六・一〇二〇番歌に

「石上乙麻呂卿、配土佐国之時歌三首并短歌」なる詞書を有する次の長歌が有る。

石上 振乃尊者 弱女乃 惑尔縁而 馬自物 繩取附 肉自物 弓

笑圍而 王命恐 天離 夷部尔退 古衣 又打山從 還来奴香聞

当該歌は、「いそのかみ ふるのみことは たわやめの まとひによりて……」のように訓まれる。

「石上 振乃尊」の「尊」について、『万葉集注釋』は「尊称」としながら「乙磨呂の氏が石上であるので、石上布留の尊とたはむれて名づけたのである」、『日本古典文学全集』も「敬称」としながら「光栄ある旧族物部氏の子孫の身で、自業自得とはいいながら、配流の憂き目をみる乙麻呂を哀れむ気持ちでいったのであろう。第三者的発想法。」とする。伊藤博氏は、「乙麻呂を呼ぶのに『石上布留の命』と神名的呼称をもってしたのは、石上氏が、古く石上布留の社(石上神社)を守った物部氏の直系にあたるからだ、自業自得とはいえず、ほまれの高い旧族物部氏の子孫が配流の憂目を見たことへの哀れみをこめるためであらう(『古典全集』)。この哀れみは、読む人の立場によっては揶揄ともなつて映るであらう(『萬葉集釈注』)」とする。『古典全書』は「敬称」とのみある。ちなみに、沢瀉久孝氏は『尊』は「婦乃命(ツマノミコト)」「(二・一九四)、『母命(ハハノミコト)』(三・四四三)などと同じ尊称(『万葉集注釋』)とも記す。

ところで、「みこと(尊・命)」について、例えば、『日本国語大辞典』に

は、①神や天皇などの高貴な人に対し、尊敬の意を表して添える語。②一般に、身分の高い人や目上の人をさす語。「……のみこと」の形で固有名詞に添えて接尾語的にも用いるとある。ちなみに、『角川古語大辞典』も同旨を記すが、②を「敬愛の意」とする。なお、『時代別国語大辞典 上代編』は、①の意のみを記し、【考】として、「石上麻呂・藤原不比等を『左大臣正二位石上尊・右大臣正二位藤原尊』(上野国多胡碑文)と呼んだり、また、名前につけて、『謹上、乙満尊左右』(古文書九、天平一八年)と言ったりした例がある。」とのみ記す。

当該「布留の尊」の「尊」が、仮に、『古典全集』の注記のように「哀れむ気持ち」の表出するものであるならば、当時の類例の類従が必要になる。だとしても①②の意味に符合するものではない。何れにしても、定説の見られない、意味不詳と考えられる「尊」字の用法である。

2

「振乃尊(フルノミコト)」を「布留の尊」「布留の命」のごとく「ミコトを「尊」「命」で解説するテキストがある。因に、現行の辞書類も「ミコト」の項では「命」「尊」字を並列掲出する。

ところで、「尊」「命」について、『日本書紀』(巻第一、神代上)に、至貴曰尊。自餘曰命。並訓美學等也。下皆效此。

とある。因に、『日本書紀上』(大系本)の注に次のようにある。

当時ミコトには命の字をあてるのが一般で、記・帝説・元興寺縁起など、みな命と表記し、記紀以前では天武十年の銘ある山名村の碑に「健守命」、また成立年代は不明であるが帝説の引く帝記に「東宮廐戸豊聡耳命」とある。

尊の字は紀以外に和銅四年の多胡郡の碑に「石上尊」「藤原尊」と見えるが、これはミコトと訓まれたか否か確実ではない。紀の中でも天武二年癸未条以下の「草壁皇子尊」、持統十年七月庚戌条の「後皇子尊」の両者は、当時の尊称としてほぼ確実であらう。万葉でも両者はそれぞれ「日並皇子尊」(一一〇)、「高市皇子尊」(一五六―一五八)と見える。ただ天武二年二月癸未は前者を「草壁皇子尊」、後者を「高市皇子命」と書き分

けていて、至貴を尊とし自余を命とする本条の注と、あたかも対応するかの如くである。

ところで、『万葉集』中における「尊」字の例は、

十市皇女薨時、高市皇子尊御作歌三首

高市皇子尊城上殯宮之時、柿本朝臣人麻呂作歌一首

日並皇子尊贈賜石川女郎御歌一首

日並皇子尊殯宮之時、柿本朝臣人麻呂作歌一首

皇子尊宮舍人慟傷作歌廿三首

と、今問題とする「振乃尊」の六例のみである。諸書は右例の「尊」字を「ミコト」と訓むが、仮に「尊」をすべて「ミコト」と訓むとすれば、他の「ミコト」と訓む例は、「命」および借音仮名表記例のみである。

『万葉集』中における「尊」字が、草壁皇子と草壁皇子薨去後の天武天皇の皇子である高市皇子とだけに用いられているが、当該「振乃尊」の「尊」は他の五例とは全く符合しない。

上代において、『紀』の記述からみて、「ミコト(?)」の「尊」字と「命」字とは、その用字意識に違いがあったと思われるので、不用意な「尊」字と「命」字との書き換えには問題がある。この点については、用例の類従を俟って、別稿を用意したいと思っている。

本稿では、木簡および正倉院文書を中心に「尊」字について考察し、万葉集一〇二〇番歌の「尊」字の表現効果について少考するものである。

3

『日本国語大辞典』で「一般に、身分の高い人や目上の人に対して敬称として添え、または身分の高い人や目上の人をさす語。『……のみこと』の形で固有名詞に添えて接尾語的にも用いる。」として引用された「多胡碑」は、銘文中の文字「給羊」をめぐっては、多くの研究者による論議の展開されているものである。銘文には、

弁官符上野国、(略)左中弁正五位下多治比真人、太政官二品穂積親

王左大臣正二位石上尊、右大臣正二位藤原尊

とある。因に、「多治比真人」は『続日本紀』の記事によって「三宅麻呂」、

「穂積親王」は天武天皇の皇子、母は左大臣蘇我赤兄の娘、「石上尊」は「石上麻呂」、「藤原尊」は「藤原不比等」である。

「建多胡郡辨官符碑(『寧樂遺文』)とあるように、「符碑」に類するものである。ところで、下達文書の様式として定められている「符」に「尊」の字の如き敬称が用いられることはないはずであり、『日本書紀上』(大系本)注の指摘のように、その訓「ミコト」と訓むことの可否をも含めて、「尊」字の用法には問題のあるところである。

「符」に所用される「尊」字の用法・意味は何か。「符」所用の「尊」字が、『集』中の当該「尊」字の解明の糸口にはならないか。

正倉院文書・出土木簡文書に見える「尊」字を検討する。

誠恐々謹啓 今朝漸腹張、(略)、伏乞好申目尊、而勿令責延日之罪。仍録忘之状。誠惶誠恐謹啓。

九月十八日後家川麻呂謹上 石麻呂 道守 二柱尊 侍者

(正倉院文書統修「第四十六」)

この書状は、天平宝字二年六月から写経所に出仕した写経生である後家川麻呂が、下痢の為に写経書を休む為に提出した欠勤届の後半部分である。「目尊」「石麻呂 道守」「二柱尊」と二カ所に「尊」字が見られる。因に、「目尊」については「目尊」とするものもあるが、同書状の「目」字は、「目」であるので、「目尊」字は「目」と読むべきものであろう。「目(さかん)」は国史の四等官、すなわち主典で、ここでは造東大寺司主典であろう。当該書状は、『日本の古文書』(相田二郎)に「後家川麻呂啓」とするが、「啓」は個人の差し出す上申文書・書状で、後者の「尊」は、その宛て先に付したものである。

「後家川麻呂」文書の例によって、「尊」字の付く位置が、①文書・書状の文中と②文書・書状の宛て先との場合が確認される。そこで、先ず、前者(①)の場合について、その例を示す。

謹 通下案主御所。(略)

一 佐官尊御所申給勢多庄北辺地小々欲請。又先日所進大刀子、若便使侍者、付給下耳。若无、後日必々請給。(略)

天平宝字六年潤十二月二日 下僧正美謹状

(正倉院文書統修別集「第四十八」)

この書状は、石山院の僧である正美が造石山院所の案主下村主道主に送った物で、佐官は造石山院所の別当に就いた造東大寺司の安都宿禰雄足である。「北辺の土地を少々ほしいので安都雄足さんに伝えてほしい」という依頼するものである。

謹告知往還上中下尊等御中迷□少子事 右件少子以今月十日自勢多
□ 錦織□麻呂(年十一 字名者錦本云音也) 皇后宮舎人字名村太之家□□
(長岡京跡出土木簡)

右例は長岡京跡の条坊の側溝から出土した告知札木簡であるが、その中に「上中下尊」と見える。「往来の人々に迷子の子供について知らせる」と言った意味の告知札で、「往還上中下尊」は「道行く皆さん」と言った意味であろうか。

告知往還諸人 走失黒鹿毛牝馬一匹(在驗片目白額少白) 件馬以今
月六日申時山階寺南花蘭池邊而走失也 若有捉者可告来山階寺中室自
南端第三房□ 九月八日 (平城宮跡出土木簡)

又、右例は平城宮跡の東三坊大路から出土した、これも先の木簡と同じ告知札の例であるが、先の「上中下尊等」はこの「諸人」と同意のものである。因に、「往還諸人」は「道行く皆さん」の意である。

訴苦在牟逃天□夜壹時牟不怠而大尔念訴□
而上下乃諸々尊人及小子等至流麻而尔□諸々乃□天地乃慈□
(※一は小書する宣命体(平城宮跡出土木簡))

右に示したのも、平城宮跡東南の隅の溝から出土したものであるが、「諸々乃」の部分については追筆の可能性があると、宣命文の草案文ではないかとされる木簡である。この「上下乃諸々尊人及小子等至」の部分は、「上下の諸々の尊人と小子らに至るまで」の意であろう。

この例での、「上下乃諸々尊人」も、先の木簡例で示した「上中下尊」「諸人」等の意味・用法と同一のものではないかと思われる。

ところで、「上下乃諸々尊人」が「及」字によって「小子等」と並記されている点は注目に値する。「等」字の用法については、「等しいもの、同等のもの」といった原義から、「同類のもの」を示す用法、さらに、複数指示用法の派生ということが知られている。「万葉集」の「子等・兒等」について、山内洋一郎氏は「一般の古代漢文では、七人の子は『七子』であり、

多数ならば『諸』を冠するのではあるまいか。複数接尾語は発達していず、同類の他にあることを示す『等』の接辞的用法が、複数接尾語へ転じてゆき、(「子ども」の語史『国語語彙史の研究』十)とするが、当該「小子等」の「等」の用法は、「諸々尊人」の「諸々」と対応するものとみて差し支えないと思われる。だとすると、「尊人」が「小子」に対応する語として用いられているわけで、このことは、特に留意すべきところである。因に、「小子」は子供の意であるので、「尊人」という語は「オトナ」といった意識の投影とも考えられよう。

なお、次のような役職に「尊」字を付す用例も見られる。
□□□□郡申□介尊□□□□
□□□□長官尊□□備□□安二□□□□
内舎人尊 (八幡林遺跡出土木簡)
(平城京跡出土木簡)

次に、文書・書状等の宛て名(相手)に「尊」字を付す例について見ることとする。この型の用法の例は多い。

謹解 □□尊 (平城京出土木簡)
□□今要用垂恩澤 (平城宮出土木簡)
酒人尊者前下啓 請□□事 (平城宮出土木簡)
下民廣田清足謹啓 道守尊者 机下

謹啓 道守尊左右 (略) 十二月八日 辰時下道主 (正倉院文書統々修「第二十四」)
公奴猪名部枚虫謹啓 申進上日不参事 (略) (正倉院文書統々修「第四十九」)
上謹吉成尊坐下 (正倉院文書統々修「第四十八」)

謹恐惶請處分、(略)、 (正倉院文書統々修「第四十四」)
謹上 佐官尊 左右邊 (正倉院文書統々修「第四十九」)
道守尊 執事 (正倉院文書統々修「第四十九」)

朝明人君謹啓 (略) (正倉院文書統々修「第四十九」)
「謹上 六郎尊僕側 人君状」(※) 「は封の上書」 (正倉院文書丹裏古文書「第二十三」)

下任外從五位益田繩□□□頓首啓
進上經所左大舎□□□□秦男公 (略) 小黒尊御前

上貞万呂頓首謹啓 道守尊者 曹司邊
以先日可寫宣經踊息消狀 (略) (正倉院文書統々修「第四十九」)
「尊者」とする木簡に、

□ 尊者上座者火急殿門進上宜 須良狀 (太宰府跡出土木簡)
「尊所」とする木簡に、
謹通 敷万呂尊所 請采端事 (平城京跡出土木簡)
などがある。

謹啓 丈部安□□……□□(略)
无礼状具注以解 (石川加茂遺跡出土木簡)

の「丈部安□□」の□□の部分にも「尊」あるいは「尊者」が来るものか。
なお、正倉院文書には、竹内理三氏が『寧楽遺文』に「人々啓状」なる項を設けられたが、その律令公文書制度の枠に当てはまらない私信の類が存する。その「人々啓状」文書の「啓状」の充所に「尊」字の添えられる例は多い。

經所諸尊(統修第四十九)、吳原尊(統修第四十五)、五百瀬尊(統修第三十)、秦嶋足并諸尊(統修第四十八)、広麻呂尊(統々修第四十)、東大寺判官尊(統修第四十七)
稻持尊者(統修第四十六)、吉成尊者(統々修第四十)、案主尊者(統々修第四十一)

等の「尊」「尊者」を添える例の他、「尊者御所」「尊御曹」「尊卿」「尊公」を添えるものもある。

なお、正倉院文書に見える「人々啓上」の一覧については、丸山裕美子氏の「書儀の受容について―正倉院文書にみる『書儀の世界』―」(『正倉院文書研究』4)に詳しい。

4

いわゆる「ミット」と訓まれる、神や天皇等に添える用法以外の例につ

いて、「尊」字に限って、木簡・正倉院文書を中心に概観した。

以上の概観で解るように、木簡・正倉院文書においては、書儀における充所に添える用例が当然の如く多く見られる。

正倉院文書における「充所」に対する敬語には、先に挙げた「尊」「尊者」の外に、「尊公」「尊卿」「公」「卿」「殿門」「貴門」「貴人」等が見られる。

『万葉集』においても、「尊門」「卿」が見られる。
謹通 尊門 記室 (巻第五 八二番歌)
のように、大伴淡等謹状に対しての藤原房前の返書に見られる。
「卿」には、次の例がある。

中納言安倍広庭卿(三〇二・九七五)、安倍広庭卿(三七〇)、阿倍広庭卿(二四二・三)、石河卿(一七二・八)、石上乙磨卿(一〇一九)、石上卿(二八七)、宇合卿(一七二・九)、大伴卿(三三八・四三八・四四六外二九例)、高市大卿(六四九)、橘少卿(一〇一・三)、佐保大納言卿(五二八・六四九)、高橋安磨卿(一〇二・七)、橘卿(一五九・三九二・三九二六外五例)、丹比縣守卿(五五五)、藤原宇合卿(三一・九七一・一五三五)、藤原北卿(一七六・五)、藤原卿(九四・一一九五・四二六八)等。

因に、充所の尊称について、丸山裕美子氏は、前掲論文のなかで、「正倉院文書にみえるものは『尊』とか『殿門』というのが基本型のようなものである。『尊』は『みこと』と読んだのであろう。現在私たちが使うところの〇〇様・〇〇殿といったニュアンスで使われているようである。」と述べている。

ところで、充所に敬語を添えられる例は、文書の形式からは上申文書に分類されるものであるが、先に示した例のうち、「多胡碑」の例に見られる下達文書に分類される「符」に使用される「尊」字の用例はない。従って、「尊」字の意味・用法は明らかにはし得ないところではあるが、出土木簡の告知札の用例は、当該「尊」字の用法を考える上では示唆的なものであろう。

5

「弁官符」についてふれる。

弁官符上野國片岡郡緑野郡廿
良郡并三郡内三百戸郡成給羊

成多胡郡和銅四年三月九日甲寅

宣左中弁正五位下多治比真人

太政官二品穗積親王左大臣正二

位右上尊右大臣正二位藤原尊

この「多胡碑」の碑文の冒頭部にある「弁官符」を「太政官符」の別称と見て、弁官符の文書の内容を反映したものであることは大方の認めるところである。

「符」には、太政官の出す太政官符、八省の出す省符、国衙の出す国符に大別される。ちなみに、弁官が太政官の内局に勤める官人を指すところから、太政官符を指すといわれている。しかし、「弁官符」という文言が、公式令にはない文書形式である点から問題視されてきたことも事実である。

ところで、この「弁官符」についての考察は多くないが、東野治之氏が「上野三碑管見」(『日本古代木簡の研究』)、「多胡碑銘文の解釈」(『群馬県史』通史編二)において、さらにこの東野論文を承けて、高橋英之氏が「多胡碑を読む」(『東国石文の古代史』)において一つの解釈を示された。

① 現存する養老公式令集解13符式条から推定される太政官符書式とは異なる。

② 「太政官符」を「弁官符」とする根拠がない。といった点から、太政官符の別称とは解しがたいとする。そのうえで、この「弁官符」を、

③ 太政官符や勅符といった公式令に規定された公文書とは解釈しがたい。

④ 「弁官符」という独自の文書様式は想定しがたい。

⑤ 「符」は文書形式の「符」というのではなく、口語あるいは和文的に「おおす」と解釈するのが妥当であろう。

としながらも、碑文末尾の「尊」字は「貴人への尊称で、和訓の『ミコト』に対する用字法である」としている。

「多胡碑」の「石上尊」「藤原尊」の訓について、『日本書紀上』の注文を先

に示したが、その中で、「尊」の訓は「ミコト」と訓まれたか否か確定でない」とあるが、その訓も含めて、「符」についてもさらに考える必要があらう。

ところで、平城京跡出土の長屋王家関係の木簡に、「符」「宣」という用語を記す、

① a・(表) 以大命符「牟射」廣足等 (略)

(裏) (略) 又太御巫召進出 附田辺史地主 「五月十七日」家

令 家扶

b・(表) 大命以符牟射□□□□ 酒人「」

(裏) (略) 五月二日少書吏国足 家令

c・(表) 符 召医許母矣進出急々

(裏) 五月九日「家令」家扶

d・(表) 符 輕部三狩山辺大人

(裏) 白大豆五斗今日進上「内令」十月廿□日

② a・(表) 以大命宣「黄文万呂」国足

(裏) 朱沙矣備計而進出 別采色入筥今

b・(表) 御命宣 筥六張急々取遣仕丁

(裏) 二人 三月五日「巳時四点」廣足

の如き、文書木簡がある。① a・② aの例について、東野治之氏は「いずれも符または宣という形で「大命(おほみこと)」(この場合は家の主人の命令)を下達した文書である」として、次のように述べる。

ここで「大命」の下達は「符」ないし「宣」で行われているが、その性格に本質的な差があるとは考えられない。また、「符」は公式令の書式とは全く異なり、それと無関係なことは明白である。おそらく「以大命符」や「以大命宣」は、「大命を以ておほす」とか「大命を以てのる」と読ませたのであって、双方とも同義に相違ない。「符」は、命令のもつ和語への当て字に過ぎないのであらう。ここでは「符」は「宣」に近い意味で用いられているとみてよい。

(「多胡碑銘文の解釈」『群馬県史通史編2』)
① a・② a以外の用例も、管見による長屋王家関係木簡の中の下達文書の類例である。

ところで、東野氏の「以大命符」「以大命宣」の訓については、「宣」字の訓に「ノブ オホセコト ノタマハク ノタブ」(『観智院本類聚名義抄』)等と見えるので、例えば「オホス」などの訓は可能ではあるが、「符」には類する訓は見られず、和訓「オホス・ノル」とするには、安易には同意できない。しかし、「符」が公式令の書式とは異なるものである点、「符」字を「命令の意味をもつ和語の当て字」とする点は示唆に富むものである。

6

正倉院文書中の「人々啓状」と分類される私信の類、文書木簡等の充所に付される「尊」字の意味用法は、尊称で、丸山裕美子氏のいうように、現代の「○○様・○○殿」に近いものであるが、『万葉集』二〇二〇番歌・「多胡碑」等の「尊」字の意味・用法に符合するものではないであろう。これらに所用の「尊」字の用法として注目すべきものは、出土の告知札の用例であろう。

① 長岡京跡出土木簡の告知札にみられる「往還上中下尊等」、平城宮跡出土木簡の告知札にみられる「上下乃諸々尊人」の「尊」字の用法は、平城宮跡出土木簡の同じく告知札に見られる「往還諸人」との対応を視野にいれて考える時、当該例の解釈に示唆的である。

② 平城宮跡出土木簡の「上下諸々尊人及小子等至」に見られる「諸々尊人」に対応する「小子等」、さらには、「尊人」と「小子」との対応は留意されるべきものである。

①はともに「往來の皆様方」、②は「大人から小供に至るまで」の意味であらう。丸山裕美子氏が、前掲論文注(46)で長岡京出土告知札の「上中下尊等」について、「不特定多数に對し呼びかけている」とするのも示唆的である。

先に示した、平城宮跡出土の、逃げた馬を探して欲しいという告知札木簡と同時に、「告知 捉立鹿毛牝馬一匹 右馬以今月一日辰時依作物食損捉立也 而至于今日未来其主□□□□馬□可来……天長五年四月四日」という、馬を捕まえたことを知らせる告知札木簡も出土している。この告知札には特に呼びかける対象の表示のないものもある。不特定多

数を対象とする意識の現れか。

律令の規定においても、遺失物拾得の届け出の義務化、拾得物の内容の公告等があった。しかし、既述の告知札例は、それらが規定通りに機能していなかった事を示すものである。したがって、「告知札」は私的な広告の性格を負う。因に、正倉院文書の「啓状」が私信の類に属しつつも、その多くが純粹の私的文書というよりも、半ば公的な事務報告であることが知られている。自分で勝手に立てる、私的広告の「告知札」も、この半ば公的な性格を負うものであったと予想する。

「告知札」や「多胡碑」は、その内容(対象)が、本来は私的なものであるので、いわゆる尊称と思えるような接尾辞は必要のないものであるが、対象を公的な意識で捉えようとする思いを「尊」字で表現したのではないかと愚案する。

さらには、上記の①②のような、文脈の対応、語彙の対応によっては、「オトナ」といったような意味合いの用法も存したのではないかと考えられる。

ところで、当該「石上布留尊」の場合も、極めて広義には一種の待遇語と見ても良いであろうが、木簡の下達文書としての「符」、多胡碑の用法、特に出土「告知札」木簡の用法を勘案するとき、「石上乙麻呂氏・乙麻呂さん」程度のニュアンスで、「光栄ある旧族物部氏の子孫の身で、配流の憂き目を見る乙麻呂」(日本古典文学全集)を「私」よりも「公」を意識して表現しようとしたものではないかと思われる。「公」意識による表現は、旧族物部氏の子孫に対する配慮の現れと見るべきであろうか。

On the Meaning of the Letter 「尊」 Used in the Poem No. 1020 Compiled
in 『万葉集』 (*Manyo-shu*)

Touru Nishizaki

*Department of Japanese, School of Letters,
Mukogawa Women's University, Nishinomiya 663-8558, Japan.*

It was common to use the letter [尊] as a respectable title for dignitaries or superiors such as god or emperor. The letter [尊] used in this poem was to be attached to [石上乙麻呂] (Iso-no-kami no Otomaro), however, such a usage of the letter was not customary in the age of *Manyo-shu*.

Although the main object of this paper is the letter [尊] used in this poem, it is necessary to examine the usage of the letter in other materials. In this paper I examine the usage of the letter [尊] in [多胡碑] (Tagohi), a kind of literary form called 「符碑」 (Fuhi) which is written in the style for giving directions from superiors to inferiors. I also examine its usage on the wooden notice-board which was recently excavated archaeologically at the ruined ancient court "Heijo-kyu" in the ruin of "Nagaoka-kyo" (the ancient city of Nagaoka-kyo). I also examine its usage in historical documents stored in Shoso-in.

Examining these types of usage of [尊], it is found that the meaning of the letter is about the same as [~氏] or [~さん] of today. However, the letter is not used for an ordinary person; it is used for a person when he is conscious of his public position. This is the conclusion of this paper.